

令和 5 年

第 5 回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和５年第５回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和５年３月２３日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後２時

4 閉 会 午後２時４５分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委 員 吉村 昌之

大塚和歌子

伊勢 昌弘

奥 真由美

松塚 智宏

6 説明のための出席者

教育次長 伊藤 真人

教育次長 和田 渉

総務課長 元野 隆史

教職員給与課長 伊岡森 亨

高校教育課長 佐藤 進

文化財保護室長 武藤 祐浩

7 会議に付した事項

報告第３号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第９号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第１０号 教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第１１号 秋田県教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則案について

議案第１２号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第１３号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第１４号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第１５号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第１６号 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第１７号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

8 承認又は可決した事項

報告第3号 教育庁等職員の任免についての専決処分報告

議案第9号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第10号 教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第11号 秋田県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則案について

議案第12号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第13号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第14号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第15号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について

議案第16号 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第17号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

9 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和5年第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は1番吉村委員と5番松塚委員にお願いします。

はじめに、報告第3号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告」について、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第3号「教育庁等職員の任免についての専決処分報告」について説明概要

- ・ 3月17日の知事部局の二次内示を受け、直ちに教育委員会の中で同人事異動を決定する必要があったが、委員会を開く暇がなかったため、専決処分をしたので、これを教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。なお、人事異動の対象は、知事部局から教育委員会に出向している課長級以上の職員である。
- ・ 伊藤真人教育次長が知事部局に出向し4月1日付けで総務部危機管理監（兼）広報監に、元野隆史 総務課長が知事部局に出向し4月1日付けで福祉政策課長に、高橋央総務課政策監が議会事務局に出向し4月1日付けで議会事務局議事課長に、熊谷仁志幼保推進課長が知事部局に出向し4月1日付けで健康環境センター所長に就任する予定である。
- ・ 同じく4月1日付けで、教育次長の後任として生活環境部次長の村田詠吾が、総務課長の後任として高等教育支援室長の高島知行が、総務課政策監の後任として温暖化対策課主幹の

古井正賢が、幼保推進課長の後任として監査委員事務局監査第一課長の新号和政が、保健体育課長の後任としてスポーツ振興課スポーツ振興監の田口康が就任する予定である。

- ・ この人事異動については、知事部局において記者発表され、3月21日の新聞等に掲載されている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、報告第3号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、報告第3号を承認します。

次に、議案第9号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第9号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 知事部局では、令和5年度から、本庁組織において班長制を見直し、チーム制を導入することとされた。これにより、班制がチーム制に移行し、職名が班長からチームリーダーとなる。また、チームリーダーを補佐する職として新たにサブリーダーという職名が設けられる。教育委員会と知事部局は、様々な事業を連携して推進する機会が多く、また、知事部局から多くの職員が教育委員会に出向していることから、教育委員会においても同様の体制を整備することとする。なお、知事部局と同様に、地方機関及び教育機関については現行のまま運用する。
- ・ 令和5年4月1日に改正博物館法が施行される予定であり、博物館に求められる役割や機能が高度化・多様化してきているなど博物館を取り巻く状況が変わる中で、これまで以上に社会の変化に応じた博物館の実現を図る必要があることから、新たなポストを設け、特に学芸のプロパー職員が専門的な視点で、博物館全体の企画・運営に携わることのできる体制を構築する。創設する職の名称は、主任学芸専門員とする。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 9 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 9 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 10 号「教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 10 号「教育機関の管理及び運営に関する規則並びに博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 本改正は、博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している博物館法の条項を改めるものである。
- ・ 改正内容について、第 1 条では、教育機関の管理及び運営に関する規則について、同規則の第 35 条の中で博物館法を引用している条項を改めている。第 2 条では、博物館の登録に関する規則について、同規則の第 1 条から第 6 条までの各条の中で博物館法を引用している条項を改めているほか、公表方法としてインターネットの追加等、所要の規定の整備をしている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 10 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 10 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 11 号「秋田県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 11 号「秋田県教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則案について」説明概要

- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されることから行うものである。
- ・ 個人情報保護制度については、これまで、国や民間事業者、地方公共団体それぞれが、異なる法令のもと運用されてきた。
- ・ 本県では、秋田県個人情報の保護に関する条例に基づき、制度運用されてきたが、法改正により、改正後の個人情報の保護に関する法律に一元化され、当該条例や関係規則が廃止された。
- ・ これに伴い、秋田県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止するとともに、各実施機関において、個人情報の開示に係る費用の納付について定める必要があることから、本規則を制定するものである。
- ・ なお、改正前の条例については、国の法律に準じた規定となっていたため、今回の法改正等により、個人情報に関する取扱いが大幅に変更となるものではない。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

個人情報の開示を求められるのはどういう場合でしょうか。

【総務課長】

文書公開等で、県民等から請求があった場合に個人情報を開示する必要が生じます。内容を検討・審査いたしまして、開示するか否かを決定します。

【吉村委員】

開示してもいいかどうかを検討されるということだったんですけれども、その役割を担う場所や会議等が何かあるのでしょうか。

【総務課長】

各所属において判断いたしまして、決裁する過程において精査していくというやり方をしております。

【大塚委員】

例えば、いじめの事故等色々なトラブルがあった際、弁護士さんから開示を求められたとき

に、教えていいものかどうかを決める際に従うべき法律になるのでしょうか。

【総務課長】

細かい部分は規則等に委ねられることになりますけれども、個人情報につきましては、プライバシーに配慮して、個人名や団体名等を開示していいか否かを判断することになります。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 11 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 11 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 12 号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第 12 号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 改正理由は、地方公務員法及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、60歳を超える職員の手当等に関し、必要な事項を定める等の必要があるほか、職員の初任給基準を引き上げるとともに、市町村立学校の統合に伴うへき地学校等の指定の見直しを行う必要があるためである。
- ・ 改正内容は、60歳を超える職員の管理職員特別勤務手当及び義務教育等教員特別手当、並びに管理職手当について支給額の算出方法等を定めるもの、初任給基準表について全て 4 号給引き上げるもの、この引き上げに伴い職務経験者及び在職者に不利益が生じないよう経過措置等を講じるもの、義務教育学校阿仁学園の開校に伴うへき地学校等の指定及び解除を行うものである。
- ・ 施行期日は令和 5 年 4 月 1 日である。
- ・ 規則改正について、人事委員会に協議を行い、令和 5 年 3 月 14 日付けで異議なしとの回答を受けている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

へき地学校の指定の基準は何かあるんですか。

【教職員給与課長】

へき地学校の指定について、6年に1回、国から調査依頼がございまして、見直しをしております。中身としては、所在している学校から近くの駅や病院、スーパーマーケット等との距離がどれくらいあるか、数は何箇所あるか等により、国の基準で点数化されており、級地、へき地のランクが決まってくる仕組みになっております。

【吉村委員】

A B C等の基準が設けられているんですか。

【教職員給与課長】

へき地のランクについては、1級、2級、3級と数字等で級別に分けております。

【吉村委員】

秋田県で一番へき地とされているところで何級になるのでしょうか。

【教職員給与課長】

今現在開校している学校の中で、一番のへき地は2級地です。他県では4級や3級のところもあります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第12号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 1 2 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 1 3 号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第 1 3 号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、マイナンバーを利用することができる独自利用事務が追加され、引用する条項が変更されたことから、これを改めようとするものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 1 3 号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 1 3 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 1 4 号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第 1 4 号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 県立学校に統合型校務支援システムを導入することに伴い、職員の出勤簿及び休暇の手続等の服務管理に関する規定の整備を行う等の必要があることから提出するものである。
- ・ 教育課程実施報告書の別紙中の「総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）」を「総合

的な探究の時間」に改めることとする。高等学校学習指導要領の改訂により、「総合的な学習の時間」は、その名称が「総合的な探究の時間」に改められ、令和元年度から先行して実施されている。ただし、平成30年度以前に入学した生徒は「総合的な学習の時間」を履修しており、その生徒全員が卒業するまで「総合的な学習の時間」も開設する必要があった。令和4年度からは、全ての生徒が「総合的な探究の時間」を履修しているため、様式中の教科の名称を改めるものである。

- ・ 職員の時間外勤務及び休日勤務は、電子情報処理組織を使用する方法により、校長が命ずることができることとする。事務職員の時間外勤務及び休日勤務は、校長が書面により命じていたが、電子情報処理組織を使用して命ずることができるようにするものである。なお、新たに導入する統合型校務支援システムは学校の教員用であり、事務職員は従来からある県職員用の情報システムを使用することとなる。
- ・ 電子情報処理組織を使用してサービスの管理を行う職員は、出勤簿への記録を要しないこととする。職員の出勤の管理は、書面の出勤簿により行っていたが、原則として校務支援システムを使用して行うこととするものである。
- ・ 職員は、電子情報処理組織を使用する方法により、休暇、職務免除及び欠勤の手続を行うことができることとする。職員の休暇、職務免除及び欠勤の手続は、書面の請求書により行っていたが、校務支援システムを使用して行うことができるようにするものである。
- ・ 出張を命ぜられた職員は、用務を終えて帰校したときは、電磁的記録による復命管理簿に必要な事項を記録することができることとする。出張を終えた職員は、書面の復命管理簿により用務の遂行を報告していたが、校務支援システムで作成する電磁的記録の復命管理簿により行うことができるようにするものである。
- ・ 復命管理簿の様式を削ることとする。書面の復命管理簿については、旅行命令簿と復命管理簿が一体となった様式が別に定められており、様式第18条の2は使われていないため、これを削除するものである。
- ・ 身分証明書の寸法について、縦を6センチメートルから5.5センチメートルに、横を9センチメートルから9.1センチメートルに改めることとする。身分証明書は、標準的な名刺と同じ大きさのものが校務支援システムから出力されることになるため、それに合わせて寸法を改めるものである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【松塚委員】

休暇等の手続きについて質問なんですけど、今は書面で管理職の方に有給申請等を出されており、今後は、これがパソコンで手続きができるようになるということだと思うんですが、今までであれば、書面を用意してお渡ししながら理由を話すことで、管理職側は事情を察しつつ、心置きなく休むよう伝える等のやりとりがあったと思います。パソコンでの休みの申請だと、なかなか申請しづらくなるのかなという心配があるんですが、杞憂でしょうか。

【高校教育課長】

今現在私たちも、そういう形で申請しております。年次であれば基本的には特に理由を添える必要がありませんし、それから介護休暇等であれば、一定程度の内容を書き込むことで、特に支障はなかったと思っておりますので、おそらく現場でもそれほど大きな問題はないのではないかと考えております。

【総務課長】

我々教育庁でも、或いは知事部局においても、電子申請はするんですけども、それに加えて、口頭で、休ませてくださいと言添える形でやっているのが実態だと思いますので、それほど問題ないと思います。

【吉村委員】

「職員の時間外勤務及び休日勤務は、電子情報処理組織を使用する方法により、校長が命ずることができること」とありますが、校長先生が命じなければ、普通どおりに紙で出すということなのでしょうか。

【高校教育課長】

基本的には、今回導入した校務支援システムを使って、業務軽減につなげていきたいということですので、「命ずることができる」とありますけれども、皆さんにそのような形でやっていただきたいとお話をしていくということで考えております。

【吉村委員】

D X化を進めていくということで、皆さんから申請しやすくなるということだと思っておりますけれども、まだ多分手探り状態でやられているのかなと思います。例えば、出勤簿に関しても、「電磁的記録による復命管理簿」と書いてますけれども、時間外で帰ってきて帰校した時、直帰した時はどうなのか等、そういうことをルール化しておりますか。

【高校教育課長】

実際にこれから運用していくと、今御指摘のあったような、この場合はどうするんだろう、という疑問が出てくると思います。そこを各学校と共有しながら、より良い方法を今後詰めていければと思っております。現在そういったものがルール化されているかというのと、そういうものはございません。

【吉村委員】

これから進めていく上で多分色々なものが出てくると思うんですが、予想できるものを、提示してあげたほうが親切だと思います、D X化が進むことを願っております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 14 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 14 号を原案どおり可決します。

次に、議案第 15 号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第 15 号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 秋田県公立高等学校入学者選抜の制度変更に伴う入学願書の様式改定、また、今後の様式の改定も見据え、学則から入学願書の様式を削るために提出するものである。
- ・ 入学願書の「(様式第 3 号)」が削られることにより、第11条の様式第 4 号が様式第 3 号となり、以降、様式第 5 号から様式第15号までを 1 号ずつ繰り上げるものとする。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第 15 号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第 15 号を原案どおり可決します。

次に、議案第16号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第16号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・ 地域住民や保護者の要望を学校運営により一層的確に反映させることができるよう、学校運営協議会を設置する県立学校を追加する必要があるために提出するものである。
- ・ 秋田県立西仙北高等学校に、新たに学校運営協議会を設置することとする。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

西仙北高等学校が追加で設置ということだと思うんですが、実際に学校運営協議会を設置されている県立学校はどのくらいあるのか教えていただければと思います。

【高校教育課長】

令和5年度は西仙北高等学校を入れて4校です。矢島高校、大曲工業高校、六郷高校、そして新たに西仙北高校が加わるということです。

【奥委員】

これはコミュニティスクールと呼ばれるものでしょうか。

【高校教育課長】

はい、コミュニティスクールということです。

【奥委員】

コミュニティスクール化するためには、地域や自治体が決めるものなのでしょうか。

【高校教育課長】

県立高校に関しては、各学校の考えを優先しております。申出があった場合に検討し、設置を許可していくという形になっております。

【奥委員】

そうすると、その高校の校長先生を含めて、学校で導入を決めていくということですか。

【高校教育課長】

おっしゃるとおりで、西仙北高等学校は今年度、設置に向けての準備を進めておりまして、

協議会の前進的なものでプレ協議会なるものをこの２月に開き、次年度に備えている状態であります。

【吉村委員】

僕も小中のコミュスクのメンバーに入れさしてもらっておりますけれども、高校になると、関わってくる子どもたちが広くおられるので、小学校や中学校と違って地域の幅が広がってしまうため、なかなか地域で支えるというのは難しいかなと高校の場合は思います。学校が手上げするということだったんですけれども、中央部にあまり学校がいらっしやらないのがとても残念だなと思います。それは学校の経営方針ですし、何とも言えないんですけれども、やはりこれからは地域力というか、若者が秋田に帰ってきてもらうために地域とのつながりは欠かせなくなってくると思います。小中もそうですし、高校もだと思しますので、できればコミュスクが高校でも進めばいいかなと思っております。

【高校教育課長】

まず学校ごとの事情というのがございます。西仙北高校さんの場合は、生徒数も少なくなってきた、西仙北高校の活性化を考える会というものを高校教育課の方で設けて、地域の方々の意見を聞いたという経緯もございます。その中で、やはり地域との連携というのは、今後学校ではもっと必要であるという話が盛り上がり、今回のことになっております。もちろん、他の学校でも、例えば中央地区の高校でも、規模に関わらず、地域住民と連携してその必要性が盛り上がってくれば、コミュニティスクール化ということも進むかと思っておりますけれども、高校教育課とすればその状況を見ながら、相談に乗っていただければと考えております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第１６号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第１６号を原案どおり可決します。

次に、議案第１７号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第17号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・ 文化財保護審議会は、文化財の指定など文化財の保存と活用に関する重要事項について、諮問に応じて調査審議し答申する。委員は、秋田県文化財保護条例第45条第3項に基づいて教育委員会が任命する。
- ・ 現在、建造物・絵画・歴史・民俗・動植物等を専門に研究されている学識経験者で構成しているが、9月に再任された高橋秀晴委員を除く11名の委員の任期が3月31日までとなっているため、その後任を任命するものである。今回は2名の新たな委員の任命と9名の再任についてお諮りする。
- ・ 新たをお願いしたい委員について、加藤竜悦氏は元仁賀保高校校長で、在職中から鳥海山麓を中心に野生動物の研究をされてきた。共著に『鳥海山の自然と生物』等がある。現在は、秋田県鳥獣研究会会長として県内の野生動物の分布と生態の研究をされているほか、秋田県立大学の非常勤講師もされている。退任される高橋一郎会長の後任になる。渡辺千明氏は秋田県立大学木材高度加工研究所の准教授で、木造家屋の構造や防災が専門だが、三種町下岩川地区の地域活性化のプロジェクトへの参加等幅広く活動されている。県の森林審議会等の委員も務められている。退任される土田委員の後任になる。
- ・ 他の9名については、再任をお願いしたいと考えている。今回承認していただくと、8期目或いは7期目となる、長く指導いただいている委員もいるが、文化財保護審議会委員は、各分野の専門家であることはもちろん、それに加え、秋田県の文化財への深い見識と文化財全般についての広い知見が必要である。また、指定する文化財には、今後を見通して数年がかりで調査研究を進めるものもあり、委員に継続的な指導をしていただくこともあることから、引き続き委員をお願いしたいと考えている。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

お二方が新任ということですが、高橋会長さんは何期くらい務めていたんですか。

【文化財保護室長】

6期やっていただいて、75歳になられましたので、今回退任されたいというお話がありました。

【吉村委員】

長きに亘って頑張っていただいてありがたかったと思いますけれども、会長さんが退任されるということで、新たな会長さんの予定の方はいらっしゃいますか。

【文化財保護室長】

それは審議会委員の中で互選になりますので、次の審議会の時に決めていただくこととなります。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第17号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第17号を原案どおり可決します。

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になれば、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。